

令和4年4月11日

スマート予約システム登録団体代表者様

鳥取市教育委員会事務局
生涯学習・スポーツ課長

学校体育施設開放事業の実施に係る新型コロナウイルス感染症対応の改正について（通知）

本市スポーツ振興につきましては、日頃よりご尽力を賜り誠にありがとうございます。

学校体育施設利用者の感染防止を図るため以下のとおり、利用上のルールを改正したので、ご確認いただきますようお願いいたします。

学校体育施設開放事業を所管する当課におきまして、市内の感染状況や社会情勢を勘案し、利用中止とする学校や期間を決定します。

つきましては、コロナの感染状況をふまえ、緊急な対応をいただく場合があるかと思いますが、各団体におかれましては、下記を参考ご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1 利用中止とする学校体育施設

学校関係者、学校施設開放利用者から、新型コロナウイルス陽性者が確認され、臨時休業となった小・中・義務教育学校の体育施設、感染拡大が懸念される小・中・義務教育学校の体育施設。

*体育施設には屋内、屋外施設が該当します。

*臨時休業の確認 本市公式ウェブサイトトップページ「大切なお知らせ」⇒「新型コロナウイルス感染症に伴う小・中学校の休業について」

2 新型コロナウイルス感染症による利用中止期間

①学校関係者から新型コロナウイルス陽性者が確認された場合

小・中・義務教育学校の臨時休業期間とする。ただし、臨時休業期間に金曜日が含まれる場合は、翌日の土曜日、翌々日の日曜日も利用中止とする（授業開始のタイミングと合わせるため）。

②学校体育施設開放事業の利用者から陽性者が確認された場合

*新型コロナウイルス陽性者は、保健所が要請する期間は、スポーツ活動を自粛すること。

*新型コロナウイルス陽性者が確認されたスポーツ団体は、陽性判定を受けた翌日から起算し、3日間はスポーツ活動を自粛すること。

*スポーツ団体の構成員がPCR検査等を受けた場合、検査結果が判明するまでの間は、スポーツ団体の活動の自粛を検討すること。

3 利用中止の確認方法

利用中止となった学校体育施設の予約については、予約が取消となります。(当課で取消入力を行います。) その場合、代表者のメールアドレスに取消となった内容が送信されます。ついては、ご利用前に予約内容をスマート予約システムでご確認ください。

4 利用上のルール

- ①体育施設でのスポーツ活動及びイベント等を行う際の新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン《令和4年4月11日改訂》を遵守し活動を行うこと。
- ②休業が決定した学校の児童生徒は自宅待機を原則としているため、スポーツ活動(学校体育施設開放の利用)はできません。
- ③学校体育施設開放の利用者の中に新型コロナウイルス陽性者が確認された場合には、団体代表者は早急に下記まで連絡すること。

【問い合わせ先】

鳥取市教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課
スポーツ振興係 担当：小谷、山崎
TEL 0857-30-8427 FAX 0857-20-3954
e-mail kyo-gakuspo@city.tottori.lg.jp